

2026年3月13日

株主各位

奈良市大宮町四丁目 297 番地の 2
株式会社南都銀行
代表取締役頭取 石田 諭

株式分割に関する基準日設定公告

当行は、2025年11月10日開催の取締役会において、2026年4月1日付をもって当行普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、当行の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日付をもって当行定款第6条を変更し、発行可能株式総数を2億5,600万株増加して3億2,000万株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2026年4月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 2026年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

【本件に関するご照会先】

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

照会先 〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

電話 0120-094-777 (通話料無料)

(午前9時から午後5時まで。土・日・祝祭日を除く。)